

第7章 返還猶予

修学生が次のような状況にある場合、返還猶予を受けることができます。返還猶予を受けるには、申請が必要となります。

1. 返還猶予

(1) 返還猶予の事由（修学生の状況）・提出書類

保育士修学資金返還猶予申請書に以下の書類を添付の上、申請してください。

返還猶予の事由と期間 ^{※10} （最長）		提出書類
◆ 在学中^{※11}		
1. 貸付契約解除後も在学	卒業する月まで	養成施設在学届 在学証明書
2. 卒業が延期になり、貸付けが終了した後も在学	卒業する月まで	
3. 卒業後、他種の養成機関等に在学	卒業する月まで	
◆ 卒業時（保育士業務に従事する意思有）		
4. 資格試験を再受験	1年以内	卒業証書(写)
5. 就職先内定後、就職待機中	1年以内	資格証(写) 内定通知書(写)
6. 就職活動中	1年以内	資格証(写)
7. 保育士業務に従事	5年間	資格証(写)
8. 保育士業務以外の職種で採用された	2年以内	資格証(写) 当該事実を証明する書類
9. 出産・育児のため、就職せずに出産準備期間に入る	卒業する月の翌月から子が2歳になる月まで	医師の証明書またはそれに準ずる書類 卒業証明書 資格証(写)
◆ 保育士業務に従事中（保育士業務を再開する意思有）		
10. 出産休暇・育児休業を取得中	休暇等を開始する月の翌月から復職する月の前月まで	休暇等を取得していることを証明する書類、医師の診断書
11. 介護休業を取得中	休業を開始する月の翌月から復職する月の前月まで	休業を取得していることを証明する書類
12. 病気休業を取得中	休業を開始する月の翌月から医師が療養期間とした月まで	休業を取得していることを証明する書類、医師の診断書
13. 人事異動により、当該業務に従事できなくなった	2年以内	当該事実を証明する書類
◆ 退職後（資格が必要な業務に再就職する意思有）		
14. 出産・育児のために退職	退職する月の翌月から子が2歳になる月まで	医師の証明書またはそれに準ずる書類
15. 疾病・負傷の療養のために退職	退職する月の翌月から医師が療養期間とした月まで	医師の診断書
◆ その他		
16. 災害等やむを得ない理由により返還ができないと認められる	1年以内	当該事実を証明する書類

※ 各種休暇等に入る日が月の初日である場合は、「〇〇する月から当該休暇等が終了する月まで」の期間とします。

※11 在学中に、停学等に処された場合は手続きが必要です。詳細は「貸付休止の章」をご確認ください。

(2) 猶予期間

申請書の「申請期間」欄は、表中に記載のある最長期間を記入することができます。その場合は、毎年1回、猶予事由が継続していることの確認を行います。確認に関わる手続きについては、その都度、横浜市社協から通知します。

(3) 猶予期間の延長

- ① 引き続き猶予事由が発生した場合、再度申請を行うことができます。
- ② 退職し疾病・負傷の療養をしている場合で、猶予期間満了後も引き続き療養が必要であると医師が診断した場合には、猶予期間を延長することができます。

2. 返還猶予期間の終了または返還猶予の事由の消滅

返還猶予の期間が終了した、または返還猶予の事由が期間の終了前に消滅した場合は、返還または返還免除の手続きが必要となります。

3. 卒業に伴う返還猶予申請

- (1) 横浜市社協が指定する期日までに「返還猶予申請書」に上記必要書類を添付し、横浜市社協に提出してください。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、その可否を修学生に通知します。

4. その他の事由に係る返還猶予申請

- (1) 在学中に猶予事由が発生した場合は「返還猶予申請書」に必要書類を添付し、養成施設を通じて横浜市社協に提出してください。
- (2) 横浜市社協は申請内容を審査し、その可否を修学生に通知します。

5. その他

修学生は、返還免除の承認決定を受けるか、返還完了まで債務を負っていることとなります。指定された期日までに手続き等が行われない場合、在学する養成施設や従事先の事業所等に在籍確認又は修学生及び連帯保証人に対し、貸付金の返還手続きを行う場合があります。